

資料編

1. 策定経緯

年	日	審議会・議会・県	市民参加	庁内
2023 (令和5)年	1月10日			庁議
	1月18日	都市計画審議会 ・策定方針について		
	2月2日			庁議
	3月24日	都市計画審議会 ・進捗評価について		
	5月30日			策定ワーキング 【第1回】
	6月1日			庁議
	6月5日	市議会 都市経済委員会 ・策定方針について ・進捗評価について		
	6月13日			策定ワーキング 【第2回】
	6月29日			策定検討会議 【第1回】
	7月中旬		WEB アンケート調査実施 (8月25日まで) 高校生アンケート調査実施 (7月31日まで)	
	7月28日	都市計画審議会 ・進捗状況について		
	8月1日		市民アンケート調査実施 (8月31日まで)	
	9月11日		団体ヒアリングスタート (11月30日まで10団体)	
	9月26日			策定ワーキング 【第3回】
	12月18日			策定ワーキング 【第4回】
12月22日			策定検討会議 【第2回】	
2024 (令和6)年	1月19日	都市計画審議会 ・進捗状況について		
	3月28日			庁議
	4月23日			策定ワーキング 【第5回】
	4月25日			策定検討会議 【第3回】
	5月10日	都市計画審議会 ・進捗状況について		
	5月22日			庁議

序

1

2

3

4

5

資料編

資料編

年	日	審議会・議会・県	市民参加	庁内
2024 (令和6)年	5月31日	都市計画審議会 ・進捗状況について		
	6月21日	市議会全員協議会 ・進捗状況について		
	7月15日		意見募集(8月2日まで)	
	7月20日		市民懇談会開催 (南部・西部地域)	
	7月21日		市民懇談会開催 (北部・東部地域)	
	8月1日			策定ワーキング 【第6回】
	8月9日			策定検討会議 【第4回】
	8月20日			庁議
	8月22日	都市計画審議会 ・進捗状況について		
	9月27日	都市計画審議会 ・素案について		
	10月7日			庁議
	10月21日		意見募集(11月8日まで)	
	11月2日		市民説明会開催	
	11月19日			庁議
12月20日	都市計画審議会 ・案について			
2025 (令和7)年	1月6日		パブリック コメントスタート (2月4日まで)	
	2月21日	都市計画審議会 ・パブリックコメント の結果について		
	3月27日	都市計画審議会 ・諮問答申について		

序

1

2

3

4

5

資料編

資料編

2. 市民参加の状況

(1) アンケート

①市民アンケート

対象	無作為に抽出した 18 歳以上の市民 2,000 人
期間	2023（令和 5）年 8 月 1 日から 2023（令和 5）年 8 月 31 日まで
調査方法	郵送による調査及び Google form による調査
回収数	765 票（郵送回答：547 票、WEB 回答：218 票）
回収率	38.3%

②WEB アンケート

対象	市公式ホームページや LINE などでも周知し、市内外を問わず実施したため、対象者数は不明。
期間	2023（令和 5）年 7 月中旬から 2023（令和 5）年 8 月 25 日まで
調査方法	Google form による調査
回収数	1,595 票

③高校生アンケート

対象	市内在学高校生 1,490 人
期間	2023（令和 5）年 7 月中旬から下旬まで
調査方法	Google form による調査
回収数	269 票
回収率	18.1%

(2) 団体ヒアリング

団体名	分野	実施日 2023（令和 5）年
関東鉄道 株式会社	公共交通	9 月 11 日
市民活動センター（円卓会議）	市民目線	9 月 26 日
龍ヶ崎市商工会	商工業	10 月 2 日
公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会	まちづくり全般	10 月 13 日
つくばの里工業団地運営協議会	工業	10 月 18 日
学校法人日通学園 流通経済大学	学生	10 月 19 日
龍ヶ崎市防災士連絡会	防災	10 月 24 日
龍ヶ崎市農業委員会	農業	11 月 10 日
一般社団法人 茨城県建築士会龍ヶ崎支部	まちづくり全般	11 月 18 日
一般社団法人 竜ヶ崎青年会議所	まちづくり全般	11 月 30 日

(3) 市民懇談会

開催日	開催場所	参加者
2024（令和6）年7月20日	龍ヶ崎コミュニティセンター	14人
	駒柴コミュニティセンター	15人
2024（令和6）年7月21日	松葉コミュニティセンター	26人
	八原コミュニティセンター	21人

(4) 意見募集

意見募集期間	募集結果
2024（令和6）年7月15日から 2024（令和6）年8月2日まで	意見提出者数6人、意見件数28件
2024（令和6）年10月21日から 2024（令和6）年11月8日まで	意見提出者数2人、意見件数4件

(5) 市民説明会

開催日	開催場所	参加者
2024（令和6）年11月2日	龍ヶ崎市役所附属棟1階第1会議室	48人

(6) パブリックコメント

意見募集期間	2025（令和7）年1月6日から2025（令和7）年2月4日まで
募集結果	意見提出者数：個人4人、団体1人　意見件数：23件

3. 検討体制

(1) 龍ヶ崎市都市計画審議会委員

区分	氏名	職名	備考
学識経験者	秋山 穰	一般社団法人 茨城県建築士会 龍ヶ崎支部 支部長	
	宮本 幸男	龍ヶ崎市農業委員会 委員	
	久保 倫子	国立大学法人 筑波大学 生命環境系 助教	
	橋本 雅弘	一般社団法人 龍ヶ崎青年会議所 理事長	
	根本 勇一	龍ヶ崎市教育委員会 教育長職務代理者	
	坂野 喜隆	学校法人日通学園 流通経済大学 法学部 教授	会長
	三浦 能	社会福祉法人 龍ヶ崎市社会福祉協議会 理事	
	櫻井 拓也	公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会 牛久・龍ヶ崎支部 幹事	
	佐藤 健太	龍ヶ崎市商工会 青年部長	
	廣瀬 貢司	関東鉄道株式会社 常務取締役	令和6年10月より
	白鳥 賢	関東鉄道株式会社 自動車部長	令和6年10月まで
市議会議員	札野 章俊		
	岡部 賢士		
	山崎 孝一		
	後藤 敦志		
茨城県職員	井上 和則	茨城県龍ヶ崎工事事務所 圏央道沿線整備推進監兼 所長	令和6年度から
	野島 泰久	茨城県龍ヶ崎工事事務所 圏央道沿線整備推進監兼 所長	令和5年度まで
公募市民	押木 祐子		
	新沼 梨可		
	細矢 義幸		
	松田 美恵子		

※職名は委員委嘱時のものです。

(2) 策定検討会議

都市整備部次長	総合政策部次長	総務部次長	福祉部次長
健康スポーツ部次長	市民経済部次長	教育委員会次長	農業政策課長
管財課長	危機管理監	まちの魅力創造課長	

(3) 策定ワーキング

都市整備部次長	都市計画課職員	道路公園課職員	下水道課職員
企画課職員	まちの魅力創造課職員	防災安全課職員	管財課職員
商工観光課職員	農業政策課職員		

4. 用語解説

用語	解説
あ行	
空家等活用促進区域	市町村が指定する重点的に空家等の活用を図るエリア。
空家バンク	主に自治体が、定住を促進するために空家を紹介する制度。
アグリビジネス	農業に関連する幅広い経済活動の総称。
AI オンデマンド交通	バスやタクシーなどの公共交通機関を、人工知能（AI）を活用し、効率的に配車することにより、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行う交通手段。
インフラ	インフラストラクチャーの略。道路や通信など、社会の基盤となる施設もしくは設備。
か行	
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
関係人口	特定の地域に継続的に多様な形でかかわる人の人数。
危険ブロック塀	現在の建築基準（設置高さや構造等）を満たしていないブロック塀、または建築基準を満たしていても、傾きやぐらつき、ひび割れがあるようなブロック塀のこと。
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、崩壊防止工事を行う事業のこと。
狭あい道路	主に幅員が4m未満の道路。
区域区分（線引き）	市街化区域と市街化調整区域に分けること。
グリーンベルト	歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色し、車のドライバーに路側帯であることを視覚的に認識させることで、速度を抑制させようとするもの。
減災	災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こりうる被害を最低限にとどめ短期化しようとする防災の取組。
建築協定	住宅地としての環境を高度に維持・増進するため、土地所有者が建築物の基準に関してルールを定め、都道府県知事の承認を受けることで、第三者にも効力を発生させることを目的とした制度。これにより、安定性や永続性を確保し、民意による良好な環境づくりを促進しようとするもの。
合計特殊出生率	人口統計上の指標の一つ。一人の女性が一生に産む子どもの数を示している。
交通結節点	人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続（乗り換え・乗り継ぎ）が行われる場所。
交流人口	その地域を訪れる（交流する）人数。

用語	解説
さ行	
サイクルトレイン	列車内に自転車を持ち込むことができるサービス。
市街化区域 市街化調整区域	市街化区域は既に市街化を形成している区域及び優先的に市街化を図るべき区域、市街化調整区域は自然や農業環境を守るため、当面市街化を抑制すべき区域。
自主防災組織	住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織。
自助・共助・公助	「自助」は自分の責任で自分自身が行うこと。「共助」は自らが解決困難な場合、周囲や地域が協力して行うこと。「公助」は自らや周囲でも解決困難な場合、公共（公的機関）が行うこと。
自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域のこと。
自然的土地利用	本プランにおいては田や畑、原野、森林などの土地利用を指す。
シビックプライド	まちに対する、市民の誇り・愛着。
循環型社会	大量採取・生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化等を進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。
浚渫（しゅんせつ）	河川などで水底の土砂等を掘りあげる工事のこと。
新型コロナウイルス感染症	2019（令和元）年に発生した、SARS コロナウイルス 2（SARS-CoV-2）がヒトに感染することによって発症する気道感染症。世界保健機関（WHO）による国際正式名称を「COVID-19」という。
浸水想定区域	本プランでは河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指す。
ストック	今までに整備されてきた公共施設や建築物のこと。
3D 都市モデル	建築物、道路、土木構造物等の現実の都市に存在する様々なオブジェクトの三次元形状と意味情報をパッケージとした地理空間データのこと。
生物多様性	人間も含めてさまざまな生物が存在し、互いに関連して存在していること。
セーフティネット	経済的困窮に陥っても、最低限の安全を保障する制度や対策。
ゾーン 30	区域（ゾーン）を定めて最高速度 30km/h の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制を図り、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保する対策。
た行	
第一種低層住居専用地域	都市計画法に基づく用途地域の一種で、低層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するために指定する地域。

用語	解説
地区計画	安全で快適な街並みの形成や、良好な環境の保全などを目的に、地区単位の整備目標・土地利用・地区施設・建築物等の整備に関する方針や計画を都市計画法に基づいて定めたもの。
デジタルサイネージ	電子看板のこと。表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体。
デジタル田園都市国家構想	「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
都市計画区域	都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える必要がある区域のこと。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における基幹的な都市施設として都市計画法に規定した手続きによって定める道路のこと。
都市公園	国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地。
都市的土地利用	本プランにおいては住宅地や商業地、工業地、駐車場などの土地利用を指す。
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定される区域。土砂災害警戒区域では、警戒避難体制の整備等が行われ、土砂災害特別警戒区域では、開発行為の制限や建築構造の構造規制等が行われる。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。
な行	
内水氾濫	下水道等の排水施設の能力を超えた雨が降った時や、雨水の排水先の河川の水位が高くなった時等に、雨水が排水できなくなり浸水する現象のこと。
南海トラフ地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震のこと。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
ベッドタウン	都心へ通勤する人の住宅地を中心に発達した、大都市周辺の郊外化した衛星都市を指す言葉。

用語	解説
ま行	
マイ・タイムライン	住民一人ひとりの逃げ方計画であり、台風等の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分が「いつ・どこに・どのように」逃げるかを整理したもの。
マンホールトイレ	災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け、使用するもの。
密集市街地	本プランでは、比較的古い木造建築物が建ち並び、かつ道路の幅員が十分に確保されていないため、火災や地震が発生した際に延焼防止や避難経路の確保に問題が発生するであろうと危惧される区域を指す。
最寄品	消費者が近くの小売店で頻繁に購入するような商品のこと。食料品・日用雑貨・タバコ等。
や行	
ユニバーサルデザイン	可能な限り、すべての人が利用しやすい施設や製品、情報のデザイン（設計）。
用途純化	地域の特性に応じて、住宅、業務、商業、工業の各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。
用途地域	都市計画法に基づき、大枠の建物の用途や土地の利用を定めるもの。
ら行	
流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のこと。
レンタサイクル	自転車を有料で貸し出す事業のこと。